

「子どもを虐待から守る条例」 中間案（事務局案） 概要

資料4 - 2

<課題>

①体制づくり

- ・子どもの意見聴取の体制整備、虐待の未然防止につなげる体制

②関係機関との連携強化

- ・対面での安全確認徹底、要対協での確実な引継の仕組みづくり

③人材育成（研修）

- ・職員の育成、研修

<方向性>

- ①
- 子どもの権利擁護の取組の推進
 - 未然防止の取組の推進

- ②
- 安全確認・安全確保の連携強化
 - 要保護児童対策地域協議会の運営強化支援

- ③
- 専門職・専門組織としての質の向上
 - 死亡事例等から学ぶ研修の実施



条例の柱立て

第1章 総則

- ・相談をつなぐワンチーム対応

第2章 未然防止

- ・未受診の妊婦が、支援や医療につながるよう啓発
- ・子どもの安全確認の連携強化

第3章 早期発見及び早期対応

- ・対面による子どもの安全確認の徹底
- ・子どもの安全確保の連携強化

第4章 保護及び支援

- ・子どもの意見表明支援
- ・家庭復帰時の引継の徹底

第5章 子どもを虐待から守るための体制の整備

- ・警察との連携体制の整備
- ・要保護児童対策地域協議会の運営強化の支援
- ・重大事例の再発防止をチームで学ぶ

第6章 雑則

改正の主なポイント

関係機関との連携強化

●三重県全体で相談をつなぐワンチーム対応

- ・子どもや家庭の問題解決につなげていくため、日常の支援の範囲で受けた相談内容について、所管外の内容であっても、責任を持って他の相談機関につないでいくことを明記。【第9条の2】

●未然防止の取組の推進

- ・予期しない妊娠をした方や、医療機関未受診の妊婦が必要な支援や医療につながるよう啓発。
- ・乳幼児健診の未受診が続き子どもの安全確認ができない場合、要対協において要保護児童の安全確認ができない場合
⇒市町から児相に送致するなど安全確認の連携強化。【第11条】

●子どもの安全確認・安全確保の連携強化

- ・通告後、市町及び関係機関等と連携し、対面による安全確認を徹底。
- ・子どもの安全を確保する際の見相から警察への援助要請について明記。【第12条】
- ・一時保護解除し、家庭復帰する際の引継ぎの徹底。【第16条】

体制づくり

●子どもの意見表明支援

- ・子どもの権利擁護を促進するため、子どもが意見表明できる体制を整備。【第18条】

●警察との連携体制の整備

- ・子どもに生命の危険や、心身の発達に重大な影響を及ぼす虐待事案に的確に対応するため、警察と必要な情報を相互に共有。【第22条】

●要保護児童対策地域協議会の運営強化の支援

- ・要保護児童対策地域協議会の運営強化のため、必要な支援を行うことを明記。【第24条】

人材育成（研修）

●重大事例の再発防止をチームで学ぶ

- ・再発防止に向け、児相、市町、警察等の関係機関とともに、死亡事例検証結果から学ぶ研修を進めていくことを明記。【第27条】